

## ヘルプマークを知っていますか？援助が必要な方のためのマークです。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや発達障がい、難病の方、または妊娠初期の方など、**外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる**ことで、**援助を得やすくすることを目的としたマーク**です。

バッグ等、手回り品についていただき、周囲から見えるように携行することで、支援や配慮が必要なことを知らせることができます。

### マークを見かけたらご協力お願いします！

- ・バス、モノレールで席をお譲りください
- ・バス停や商業施設などで声をかけるなどの配慮をお願いします
- ・災害時は安全に避難するための支援をお願いします



ヘルプマーク▶



### マークを配布しています！

障がい支援係窓口でヘルプマークを配布していますので、ご希望の方は申請をお願いします。

※手帳を所持していなくても申請可能です。(内部障がい、発達障がい、妊娠初期の方、認知症の方等)

※交付は無料ですが、より多くの方に利用していただく観点から、利用者1人当たり1個までの配布とします。

※代理の方が申請することもできます。

申請・お問い合わせ：福祉課 障がい支援係 TEL:098-945-4791 FAX:098-944-6551

### マイナンバーカード夜間・休日窓口のご案内

マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新を行う時間外窓口を右記のとおり開設します。平日日中に来庁が困難な方はご利用ください。予約制となっていますので、ご希望の方は、町民課までお問い合わせください。

開設日時	12月 9日(火) 午後5時30分～午後7時30分
	12月 14日(日) 午前9時～正午
	12月 23日(火) 午後5時30分～午後7時30分

### マイナンバーカードの有効期限及び更新手続について

マイナンバーカードには、「カード本体の有効期限」と「電子証明書の有効期限」があり、引き続き利用するためには、更新手続が必要です。詳しくは、有効期限日の約3か月前に送付される案内文書(有効期限通知書)または右のホームページをご確認ください。

(更新手続は、有効期限日の3か月前から行うことができます。カードをお持ちであれば、更新手数料は無料です。)

お問い合わせ：町民課 住民年金係 TEL:098-945-5012



デジタル庁 youtube ▲

デジタル庁 webサイト ▲

無料相談 ★相続のことなら安心しておまかせ下さい！

**相続** • 土地、建物  
• 会社の登記・法律相談

けだもと

慶田元司法書士事務所

営業時間：月～土 8:30～18:00

※日・祝日及び時間外の対応も可

西原町棚原1丁目22番地25(ローソン棚原店うら)

098-944-2582・090-8291-4095



**そらうみ法律事務所**  
SORAUMI LAW OFFICE

西原ICから車で8分  
サンエー経塚シティすぐ近く

離婚・相続・不動産・借金等、  
お気軽にご相談ください

沖縄弁護士会所属  
弁護士 鈴木 穂人・弁護士 長尾 大輔

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドウール・グスク3号室  
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219

「浦添 弁護士」で検索

● 12月3日～9日は障害者週間です ●

## 障がい者が利用できる主な福祉制度について

福祉制度(福祉サービス等)を利用する際は、多くの場合「障害者手帳」が必要となります。  
それぞれ障がいの種類や手帳の等級によって、利用できる制度が異なります。



**身体障害者手帳** 目、耳、手足、内臓など身体の障がいに関する手帳(1～6級)

**療育手帳** 知的障がいに関する手帳(A1、A2、B1、B2)

**精神障害者保健福祉手帳** 精神障がいに関する手帳(1～3級)

※障害者総合支援法における難病等の方も一部制度の対象となる場合があります。

	名称	制度の内容	問合せ先
生活に関すること	補装具・日常生活用具の給付	車椅子や入浴用いすなど、身体の機能を補うものや生活に必要な用具等を給付します。(一部介護保険制度優先)	福祉課 (TEL:098-945-4791)
	住宅改修費の助成	身体に障がいのある方に、住宅の玄関やトイレの段差解消などの住宅改修費用を助成します。※下肢機能障害や体幹機能障害など対象になる障害部位があります。	
	手話通訳者の派遣	聴覚障がい者の社会参加を促進するため、学校・病院・仕事など、社会生活におけるコミュニケーションが必要な際に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。(要事前申込)	
	地域活動支援センター事業	地域で暮らす障がいの方々に対して、手工芸品の創作・環境美化活動・レクリエーション・就労支援等を通して、日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での悩み事を相談できる機会の提供等を行います。	
	重度身体障害者移動支援	身体障がい者(1・2級)の肢体不自由者で、車椅子使用者であり、一般的交通機関を利用することが困難な方に対し、居宅と医療機関等との送迎費を助成します。※制限があります(要事前申請)	
	障害福祉サービス	障がいのある方に、障がいの状態や個々の状況に応じて、居宅介護、生活介護などの介護給付、就労継続支援などの様々なサービスの支援を行います。	
医療に関すること	重度障がい者への医療費の助成	身体障がい者(1・2級)、知的障がい者(A1・A2)の医療保険適用の医療費を助成します。	町民課 (TEL:098-945-5012)
	育成医療(自立支援医療)	身体に障がいのある18歳未満の児童が、特定の治療に要する医療費の一部を公費で負担します。	
	更生医療(自立支援医療)	身体に障がいのある18歳以上の方が、心臓の手術や人工透析などを行う場合、医療費の一部を公費で負担します。	
	精神通院医療(自立支援医療)	通院による精神医療を継続的に要する方の医療費を公費で負担します。	
年金や手当に関すること	障害年金	20歳になる前又は年金加入期間中に病気やケガを負って初診を受け、障がいが残った場合に支給されます(納付期間等の要件があります)。	こども課 (TEL:098-945-5311)
	特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児の保護者に支給されます。	
特別障害者手当	重度の障がいを有するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方に支給されます。	福祉課 (TEL:098-945-4791)	
	障害児福祉手当	重度の障がいを有するため、常時介護を要する在宅の20歳未満の児童に支給されます。	
税金や交通等に関すること	所得税・住民税の控除 住民税の非課税	所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって障害者控除が受けられます。また、合計所得金額が135万円以下の方は住民税が非課税となります。	北那覇税務署(総合案内 TEL:098-877-1324) 税務課(住民税 TEL:098-945-4729)
	自動車税(種別割)・ 自動車税(環境性能割)	障がい者本人又は生計が一緒の方の自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。	
	軽自動車税	障がい者本人又は生計が一緒の方の軽自動車税が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。	
有料道路通行料金の割引	有料道路通行料金の割引	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方が対象となります。障がいの等級によって割引を受けられる対象範囲が異なります。	福祉課 (TEL:098-945-4791)
	ちゅらパーキング利用制度	公共施設や商業施設、店舗などに設置されている障害者等用駐車区画を適正にご利用いただくために、障がいのある人、高齢者、妊娠婦などのうち、歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方に、共通の「利用証」を交付する制度です。	
	各種交通機関の割引	バス、タクシー、モノレールなどの運賃が障がい者割引で利用できます。利用する交通機関によって割引率が異なります。	
NHK受信料の減免	NHK受信料の減免	各種障害者手帳をお持ちの場合、NHK受信料を全額又は半額免除を受けられる場合があります。手帳の等級や課税の状況により免除できる範囲が異なります。	各交通機関 (TEL:098-945-4791)
	お問い合わせ：福祉課 障がい支援係 TEL:098-945-4791 FAX:098-944-6551	NHK沖縄放送局(TEL:098-865-2222) ※申請は福祉課	